



第 205 号
2019年4月1日 発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

犯罪被害者や
家族の人権



私たちの身のまわりには、傷害、暴行、殺人、ストーカー、交通犯罪など、あらゆる犯罪が日常的に起きています。
何の罪も無い人が、ある日突然何の前触れもなく犯罪に巻き込まれ、傷害を負ったり、命を落としたり、犯罪被害者になってしまいます。
誰の身にも起こり得ることので、決して他人事では



はなく、「明日は我が身」となるかもしれません。さらに、犯罪被害者や、その家族は医療費の負担や、稼ぎ手が失われたことにより収入が途絶える等の経済的な打撃、周囲の偏見やメディアの過剰取材などの精神的苦痛を受けるなどの二次的被害にも苦し

むこととなります。

また、元気づけよう、励ましたいと声をかけても、被害者やその家族にとつては、かえって悲しみや孤立を深めてしまい傷つけてしまう事もあるかもしれません。

必要なのは
周囲の理解と
支援です



もし、あなたや、あなたの家族が犯罪被害にあつてしまったら周囲の人にどうしてほしいですか。

一つすれば正解というのはありませんが、犯罪被害者や、その家族が苦しんでいるとき、その人の視点に立ち、気持ちを尊重し、置かれている現状を理解し、心に寄り添



い、家族が平穏な生活を取り戻せるように身近な方から率先して支え、支援の輪を広げていけたら素敵ですね。

周囲の心遣いは傷ついたら人の大きな助けになります。

また、犯罪被害者に関する問題を社会全体で考え、共に支えあい、全ての人が安心して暮らすことのできる犯罪のない明るい社会をつくっていかれたら良いですね。

みんなで築こう 人権のまちづくり

いじめへの気づき

あなたにとっては「遊び」でも
その子にとっては「いじめ」かもしれない

あなたは次のようなことをしていませんか？
誰かがされていることに気付いていても知らん顔をしていませんか。

- ・誰かをからかったり、嫌がるようなことを言う時がある。
- ・みんなで誰かを仲間はずれにしたり、無視することがある。
- ・誰かを軽い気持ちで小突いたり、叩いたりすることがある。
- ・遊びのひとつとして殴ったり、蹴ったり、プロレス技をかけることがある。
- ・誰かに物を要求したり、買ってこさせたりすることがある。
- ・誰かが嫌がることや、恥ずかしがるようなことをわざとすることがある。
- ・高いところに立たせたり、飛び降りさせたりすることがある。
- ・スマホやパソコンで悪口などを書き込むことがある。



見逃さないで！いじめのサイン

子どものサインに気付いたら
手を差し伸べてあげてください

お子さんにこのような様子はありますか。
家族だけで抱え込まず専門機関や、学校に相談してください。

- ・朝になると身体の具合が悪くなり、学校を休みたがるようになった。
- ・寝付きが悪かったり、寝れなかったりする日が増えた。
- ・学校で使う物がなくなったり壊れたりするようになった。
- ・家に帰ってきたときに、服が汚れていたり、破れていることがあった。
- ・友達が遊びに来なくなった。学校や友達の話をしなくなった。
- ・表情が暗く家族との会話も少なくなった。又は、やけに明るく振る舞ったり口数が多くなった。
- ・以前に比べ食欲がなくなったり、痩せた、又は急に太った。
- ・以前に比べ必要以上にお金を欲しがったり、家のお金を黙って持ち出すようになった。
- ・自分の部屋に閉じこもることが多くなったり、あまり外出しなくなった。
- ・電話やメール等の着信音に過剰に反応するようになった。



人権問題でお困りの方

法務大臣から委嘱された人権擁護委員さんが相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談下さい。

4月の相談日

● 月日：4月26日（金）

● 時間：午後1時30分から
4時まで

● 場所：人権ふれあい

センター

また、人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先

和東町人権啓発課

（人権ふれあいセンター）

TEL 78-34888

FAX 78-3212

